

手数料に関して

求人者から徴収する手数料については下記(消費税を除く)のとおりです。

求人受理時の事務費用:0円

●求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービスの成功報酬について

【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(労働条件通知書等に記載されている額)の 50%を上限とします。

【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】

当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分)に支払われる賃金(労働条件通知書等に記載されている額)の 50%を上限とします。

※手数料負担は求人者とします。

●求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービスの成功報酬について

当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の 50%を上限とします。

※手数料負担は求人者とします。

●特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索に関する報酬について

・着手金 50 万円 ・活動1日当たり 5 万円

・成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 50%を上限とします。

※手数料負担は求人者とします。

●就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言に関する報酬について

・成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の 50%

※手数料負担は関係雇用主とします。

なお上記について、求職者から手数料は徴収いたしません。

以上